

## 学校部活動に係る部活動の方針 「大崎市部活動ガイドライン」について

令和6年4月  
大崎市教育委員会

### I 「大崎市立中・義務教育学校に係る部活動の方針」について

令和5年3月、宮城県が「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン（第1版）」を策定した（以下「県ガイドライン」）。

この県ガイドラインには、「学校の設置者は、国のガイドライン及び本ガイドラインを参考に、部活動の休養日の設定及び活動時間、その他適切な部活動の取組に関する方針を策定し、設置校並びに地域の活動団体に周知する。」と明記されている。これを受け、大崎市教育委員会においても学校部活動の方針「大崎市部活動ガイドライン」を作成した。地域や保護者の皆様に、学校部活動の運用に一定の基準が設けられていることを理解していただくことで、各校の部活動の取組に一層の理解と協力を得られることにつなげていく。

本ガイドラインの運用を通して、大崎市内の各中学校の部活動に取り組む生徒がより生き生きと部活動に取り組んでいくこと、合理的・効率的・効果的な活動により顧問の先生方の指導力向上や負担軽減につながっていくこと、部活動を支える保護者と地域の方々の理解と協力がさらに高まっていくことを期待するものである。

### II 「大崎市部活動ガイドライン」の基本方針

県ガイドラインの趣旨を踏まえるとともに、その取り扱いについても基本的に県ガイドラインに準じるものとする。文化部活動もその対象となる。

### III 「学校の部活動に係る活動方針」の策定について

#### 1 市及び校長による「学校の部活動に係る活動方針」の策定と公表

- (1) 市は県ガイドライン及び大崎市部活動ガイドラインの方針に則り、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校部活動に係る活動方針」（以下「部活動の方針」）を策定し学校に周知する。
- (2) 校長は、市の方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校部活動の活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (3) (2)で公表する内容は、学校としての部活動のねらい、ハイシーズン（※1）の定義、ハイシーズンに時間を延長して活動する際の運用方法、定期考查前等に全部活動が原則的に休止となる期間等を盛り込むものとする。
- (4) 活動方針や活動計画等の公表については、4月の少なくとも年度の始めに新入生が正式加入する前に行うものとする。

※1：ハイシーズンについては「V 2 適切な休養日及び活動時間等の設定」に後述。

### IV 指導・運営に係る体制の構築

#### 1 指導体制の構築

- (1) 校長は、生徒や教師の数、外部指導者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するよう努める。

- (2) 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、本人の抱える事情、外部指導者等の配置状況を勘案した上で行う等、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

## 2 研修の充実

- (1) 校長は、顧問や外部指導者等が部活動指導の模範になるとともに、地域の人材との円滑な連携が図れるように、宮城県教育委員会が示す「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン」(令和5年3月)の内容を十分理解して指導にあたるように、適宜校内での部活動指導に関する研修を行うようにする。
- (2) 校長は、外部指導者等の任用に関し、部活動の実態及び顧問が作成した指導計画の内容を踏まえるものとする。また、校長は定期的な自己点検を実施し、必要に応じて市に報告を行う。

# V 活動計画の作成

## 1 作成にあたって

- (1) 顧問は、部活動の活動方針を踏まえ、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を校長に提出する。その際、過度な活動（適度な活動量）とならないよう休養日を確保する。
- (2) 顧問は、毎月の活動計画を提出し、活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を校長に報告する。
- (3) 校長及び顧問は、作成した活動計画について、目標とする主な大会や、部ごとのハイシーズン・休養日の設定の方針等を、保護者、外部指導者に説明し、理解を求めるようする。

※ 「活動計画」の参考様式（参考：宮城県教育庁保健体育安全課HP より）

休養日設定確認表（様式例）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/kyuuyoubisettei2023.xlsx>

月間計画表（様式例）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/gekkankeikaku2023.xlsx>

## 2 適切な休養日及び活動時間等の設定

- (1) 学期中の休養日の設定については、週当たり2日以上の休養日を設けるようにする。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるようする。
- (2) 長期休業中の休養日の設定については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるようする。
- (3) 概ね、年間を通して、105日以上は学校における活動を行わない日とし、休養日、または地域スポーツ・文化芸術活動への参加に充てることができるようする。
- (4) 1日の活動時間については、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うようとする。

(5) 朝練習については原則禁止とする。ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ限定的に朝練習を行うことができるものとする。その場合も学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるように計画するものとする。

(6) ハイシーズンの考え方については次のとおりとする。

- ・ 中学校総合体育大会・高等学校総合体育大会や東北大会・全国大会、各種コンクールなど大会で力を発揮するための、集中して活動時間を確保する時期を「ハイシーズン」として活動日を増やすことが考えられるが、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保する。
- ・ 生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。

### 3 各部の活動実態に対する指導・是正等について

(1) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒や教師の負担が過度とならないよう、適宜、必要に応じて指導・是正を行う。

## VI 今後の検討事項

(1) 学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、部活動所属の任意制や、活動日数、活動時間等の見直し、生徒が希望すれば、学校部活動だけでなく、地域でのスポーツ・文化芸術や科学分野の活動など、様々な活動を同時に経験できる環境づくりに努める。

(2) 地域のスポーツ少年団や地域スポーツクラブ及び文化・芸術団体との連携を深め、学校部活動の地域移行について検討を進める。

### 【参考 資料等】

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227\\_20221227-spt\\_ripa/oripara-000026750\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227_20221227-spt_ripa/oripara-000026750_2.pdf)

○学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン 第1版（令和5年3月）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/11119/gaidorain.pdf>